

2

り災証明書で全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊と判定された方への**主な支援**

★申請時に持参するもの…本人確認書類、通帳 等

資金	①災害見舞金 (支給) ※対象者には天草市から通知するため、申請は不要ですが、振込口座の申し出が必要	災害により死亡、負傷又は住宅(災害発生時に居住していた建物、以下同じ)に大きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて見舞金又は弔慰金を支給します。※天草市に住所を有する方が対象、借家は半額。 ●天草市の制度の場合…半壊 5 万円 等 【天草市の制度…健康福祉政策課☎24-8805】
	②被災者生活 再建支援金 (支給)	災害により住宅が大きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて支援金を支給します。 ●大規模半壊（複数世帯）の場合…50 万円＋再建方法に応じた加算等 【健康福祉政策課☎24-8805】
	③災害援護資金 貸付	災害により負傷又は住宅、家財に大きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて生活再建に必要な資金を貸し付けます。 ●半壊かつ負傷なしの場合…170 万円以内（無利子～1%）等 【健康福祉政策課☎24-8805】
	④災害弔慰金	災害により死亡した方の遺族（1. 配偶者、子、父母、孫、祖父母）（2. 兄弟姉妹：死亡した者と死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）に対し、弔慰金を支給します。 ●生計維持者の場合…500 万円 その他の者の場合…250 万円 【健康福祉政策課☎24-8805】
	⑤災害障害見舞金	災害により重度の障害（両眼失明、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方に対し、見舞金を支給します。 ●生計維持者の場合…250 万円 その他の者の場合…125 万円 【健康福祉政策課☎24-8805】
	⑥生活福祉資金 (緊急小口資金) 特例貸付	被災された方で天草市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、必要な資金を貸し付けます。 ●原則 1 0 万円以内（無利子）（1 世帯 1 回限り）等 【天草市社会福祉協議会☎32-2552、申込先は各支所】
住宅	⑦緊急修理	住家が「準半壊以上（相当）」の損傷を受け、放置すると被害拡大の恐れがある世帯に対し、雨漏りや風雨の侵入を防ぐためのブルーシート張等を支援します。 ●資材の支給（ブルーシート等）、修理業者への依頼（1 世帯あたり 56,400 円以内） 【建築住宅課☎32-6797】
	⑧応急修理 ※災害救助法適用分 ※条件付きで応急仮設住宅との併用可	住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊との災害認定を受けた世帯で、そのままでは居住できない場合、日常生活に必要な最小限の部分の応急的な修理を支援します。修理費用を天草市が直接施工業者に支払う制度のため、被災された方に費用が支給されるものではありません。 ●大規模半壊・中規模半壊・半壊 75.7 万円以内 【建築住宅課☎32-6797】

	⑨市営住宅の一時入居	市営住宅を一時的（原則1年間）に使用することができます。 ※著しい損壊でも可。 【建築住宅課☎32-6794】
	⑩賃貸型応急仮設住宅 ※災害救助法適用分 ※条件付きで応急修理の併用可	災害により住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊し、居住先を確保できない場合、民間賃貸住宅を熊本県が借り上げて提供します。 ※家賃には限度額があります。 【健康福祉政策課☎24-8805】
減免	⑪税等の減免 ☐ 市民税 ☐ 固定資産税・都市計画税 ☐ 国民健康保険税 ☐ 後期高齢者医療保険料 ☐ 国民年金保険料 ☐ 介護保険料	災害により所有する住宅等に被害を受けたとき、被害の程度により、税等が減免となる場合があります。（市民税、国民健康保険税については、半壊は対象外） 【市民税・固定資産税・都市計画税は…課税課☎32-6050】 【国民健康保険税は…国保年金課国保税係☎24-8802】 【後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は…国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854】 【第1号被保険者介護保険料は…高齢者支援課☎24-8806】
	⑫医療機関受診時の一部負担金の免除	災害により住宅が全半壊された方などは、医療機関受診時の一部負担金の支払いが減免される場合があります。 【国民健康保険…国保年金課国保給付係☎24-8802】 【後期高齢者医療保険…国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854】 【全国健康保険協会…協会けんぽ熊本支部☎096-240-1030】 ※健保組合・国保組合は各組合にお問い合わせください。
	⑬介護保険利用者負担額の減免	災害により住宅が全半壊の被害を受けた方などは、介護保険利用者負担が減免となる場合があります。 【高齢者支援課☎24-8806】
	⑭障がい福祉サービス等の利用者負担額の減免 ☐ 障がい福祉サービス ☐ 障がい児通所支援 ☐ 補装具 ☐ 自立支援医療 ☐ 療養介護医療	災害により住宅等に被害を受けたとき、被害の程度により、障がい福祉サービス等の利用者負担が減免となる場合があります。 【福祉課☎32-6071】
その他	⑮教科書等の無償給与 ※災害救助法適用分 ※幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外	災害により住宅に被害を受け、教科書等を使用することができず、就学上支障のある児童、生徒に教科書等を供与します。 【学校教育課☎24-8813】
	⑯被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害により住宅に被害を受け、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に必要な物品を給与又は貸与します。 ※物品の支給には世帯ごとに限度額が設けられています。 【健康福祉政策課☎24-8805】

※上表のほか、NHK(☎0570-077-077)の受信料免除や、日本政策金融公庫(☎0570-008-656)、住宅金融支援機構(☎0120-086-353)等による支援制度もございますので、詳しくは各種団体等へお問い合わせください。